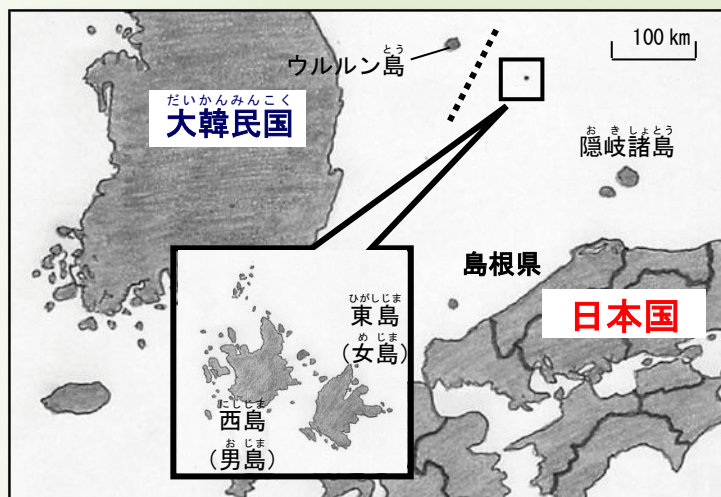


【領土とは】 地図を見ると、海上に日本と外国の国境線が引かれており、日本の領域が示されています。領域とは、主権（他の国から支配や干渉されない独立の権利）の及び範囲であり、陸地を領土、その周辺海域（干潮時の海岸線から12海里[約22.2 km]）を領海、それらの上空を領空と言います。

竹 島

◎島根県隠岐郡隠岐の島町
北緯 37 度 14 分
東経 131 度 52 分



中学校公民の教科書に、「竹島は歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土です。」(177ページ)とありますが、竹島の歴史について、くわしく教えてください。



竹島に関する 日本政府の基本的立場

竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

それはねっ！



江戸時代の初めから、日本人が、現在の竹島で漁業を行っており、寛文元年（1661年）以降は、江戸幕府の許可を得て、漁業が行われるようになりました。

明治30年代になると、日本人によるアシカ猟やアワビ・ワカメ漁が本格的に行われるようになり、アシカの絶滅を心配した隠岐の中井養三郎氏は、竹島でのアシカ猟を許可制にするため、竹島を日本の領土とすることを政府に願い出しました。

政府は、これまで、どこの国も竹島を自国の領土だと主張していないこと、日本人しか実際に漁業を行っていないことを確認し、明治38年（1905年）1月、竹島の領土編入を閣議決定しました。これを受けて、島根県は、同年2月竹島が島根県隠岐の管轄になったことを、正式に告示（国民などに知らせること）しました。

そうだったんだ



日本政府は、どこの国も竹島を自国の領土だと主張していないことなどを確認してから、領土編入を決めたのですね。

調べてみると



江戸時代や明治時代には、どんな人たちが、どのように漁業をしていたのでしょうか。



もっと知りたいな

江戸時代から、日本人は現在の竹島で漁業を行っていました



江戸時代初めの^{げん}元和4年（1618年）※に、^{とっとりはんまご}鳥取藩米子（現在の鳥取県米子市）の町人、^{おおやじんきち}大谷甚吉氏と^{むらかわいちへ}村川市兵衛氏は、幕府の許可を得て、ウルルン島へ渡り、アワビ、アシカの^{ぎよりう}漁猟や、木竹の^{ばっさい}伐採などを行いました。両家は、その行き帰りに、竹島でも、漁業を行うようになりました。

その後、^{げんろく}元禄9年（1696年）、江戸幕府は、^{ちやうせん}朝鮮（現在の韓国及び北朝鮮）との友好関係を尊重して、日本人がウルルン島に行くことを禁止しましたが、日本の領土である竹島に渡ることは、禁止しませんでした。

第二次世界大戦後の昭和26年（1951年）に調印されたサンフランシスコ平和条約では、日本は、朝鮮の独立と、ウルルン島などを^{ほうき}放棄することを約束しました。韓国は、この条約を準備していたアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）に、日本が放棄する島に、竹島を加えて欲しいと願い出ましたが、アメリカは、「竹島は、1905年から日本の島根県^{おきしま}隠岐島支庁^{かんかつか}の管轄下にある。」などと、韓国に回答しました。

こうして、竹島が日本領土であることが、平和条約上も確認されました。



※ ^{かんえい}寛永2年（1625年）との説もある。

竹島は、昔から日本の領土だったのですね！



江戸時代（^{ぶんせい}文政9年[1826年]）作成の「^{おきのくにえず}隠岐国絵図」には、隠岐の地図に「竹島への舟は、この港で天気見合わせる」との内容の記載がある（^{かしき}記載箇所○：編者）
【島根県立図書館所蔵】



昭和初期には、竹島周辺で、漁業が盛んに行われていた
【竹島資料室提供 個人所蔵】



昭和10年（1935年）の隠岐の人たち（雇われた朝鮮人の海女も写っている）



昭和10年（1935年）
隠岐の人たちによるアシカ猟の様子
【竹島資料室提供 個人所蔵】



昭和28年（1953年）に島根県が建てた日本の領土であることを示す標柱
【竹島資料室所蔵】



日本には、竹島が日本の領土であることを示す江戸時代の地図、昭和時代前期の生活の様子を写した写真など、多くの資料が残っています。



漁業が盛んに行われていたのですね！



それからどうなったのだろう？

竹島に関する主なできごと ①

寛文元年(1661)年	幕府が、竹島での漁業について、米子の大谷・村川両家に許可
元禄9(1696)年	幕府は、鳥取藩にウルルン島への渡海禁止令を出す(現在の竹島は対象外)
明治37(1904)年	隠岐の中井氏が、現在の竹島の領土編入と貸し下げを政府に願い出る
明治38(1905)年 1月28日	閣議で「竹島」と命名、島根県隠岐島司の所管と決定
2月22日	島根県知事が、「竹島」の名称と所管を告示(平成17年に、島根県議会は、この日を「竹島の日」に制定)
明治43(1910)年	韓国併合
昭和20(1945)年	第二次世界大戦終了
昭和23(1948)年	大韓民国(韓国)成立
昭和26(1951)年	韓国がアメリカに平和条約で竹島を韓国領とするよう要求、米国は拒否
昭和27(1952)年 1月18日 4月28日	韓国は、李承晩ライン宣言により竹島の領有を主張 サンフランシスコ平和条約が発効
昭和28(1953)年	島根県が竹島に領土標柱(木柱)を建てる 不法漁業の韓国漁民に対し、竹島から撤去するよう要求した海上保安庁巡視船が、韓国によって銃撃される

元和4年(1618年)、大谷甚吉氏と村川市兵衛氏が、江戸幕府の許可を受けて、ウルルン島で漁業等を行うようになり、その行き帰りに、竹島でも漁業を行っていました。

明治36年(1903年)、中井養三郎氏が竹島周辺で、アシカ猟を始めました。

昭和26年(1951年)、連合国総司令部は、竹島を、アメリカ軍の海上爆撃訓練区域として指定しました。

昭和27年(1952年)、韓国の李承晩大統領は、「李承晩ライン」(海洋主権宣言)を宣言して、竹島をラインの内側(韓国)に取り込みました。日本政府は、すぐに抗議しました。

昭和27年(1952年)発効のサンフランシスコ平和条約により、日本が放棄すべき地域としてチェジュ島、コムン島、ウルルン島を含む朝鮮(竹島は含まれない)と規定されました。

昭和28年(1953年)に、島根県は領土標柱を建てました。それに対して、韓国は、日本の巡視船に発砲するなどしました。また、昭和29年(1954年)には韓国沿岸警備隊を竹島に派遣し、現在に至っています。

韓国が古くから竹島を認識していたという根拠はありません。



⇒ 「新增東国輿地勝覧 八道総図」(1531年)には、鬱陵(ウルルン)島の西に「干山(ウサン)島」が描かれています。韓国側は、このウサン島が、現在の竹島であると主張していますが、位置や大きさなどが明らかに異なっており、全く実在しない島であることが分かります。(○囲み編者)

【韓国の主張】 例えば韓国側は、朝鮮の古文書「三国史記」(1145年)、「世宗実録地理誌」(1454年)、「新增東国輿地勝覧」(1531年)、「東国文献備考」(1770年)、「萬機要覽」(1808年)、「増補文献備考」(1908年)などの記述をもとに、「鬱陵(ウルルン)島」と「干山(ウサン)島」という二つの島を古くから認知していたものであり、その「干山(ウサン)島」こそ、現在の竹島であると主張しています。

※ しかし、「三国史記」には、干山(ウサン)国であった鬱陵(ウルルン)島が512年に新羅(シルラ)に帰属したとの記述はありますが、「干山(ウサン)島」に関する記述はありません。また、朝鮮の他の古文書中にある「干山(ウサン)島」の記述には、その島には多数の人々が住み、大きな竹を産する等、竹島の実情に見合わないものがあり、むしろ、ウルルン島を想起させるものとなっています。

これからどうなるの？



テレビや新聞などで、韓国の大統領が、竹島に上陸したなどと報道されていますが・・・。

国際司法裁判所（以下「ＩＣＪ」という。）は、国連の重要な司法機関で、国際法に従って、国家から付託された国家間の紛争を解決する機関です。ＩＣＪは、紛争の両当事者が合意して、裁判により解決を求める仕組みになっています。日本は、竹島の問題を平和的に解決するために、ＩＣＪに付託することを、繰り返し提案してきました（昭和 29 年 9 月、37 年 3 月、平成 24 年 8 月）が、韓国は拒否しています。

韓国警備艇から日本漁船（奥）を保護する海上保安庁の巡視船（手前）
【出典：海上保安レポート 2006】



大切なことは・・・

◆ 国際社会とルール

国際社会では、各国家は、互いの主権を尊重し合わなければなりません。また、国際化が進む今日では、国家は相互に依存関係を強めています。

国家同士がよりよい関係を結ぶために、各国には、国際法を尊重し、協調の精神をもって行動することが、大切です。

◆ 国家と外交

国家同士が、互いの利益や国際社会の秩序を確保し合うために、外交が必要となります。

外交は、国際法などの国際社会のルールに基づいて行われなければなりません。

しかし、世界で起こっている紛争や戦争は、外交が行きづまった結果であることが多いことも事実です。

そうした事態を回避する努力が、全ての国に求められています。

竹島に関する主なできごと②

昭和29（1954）年 6月	韓国、竹島への韓国沿岸警備隊派遣を発表
9月	日本は、国際司法裁判所への付託を提案するが、韓国は拒否
昭和40（1965）年 6月	日韓基本関係条約・日韓漁業協定締結 李承晩ライン廃止
平成17（2005）年 3月	島根県議会、2月22日を「竹島の日」とする条例を制定
平成18（2006）年 4月	竹島周辺海域での日本の海洋調査に対し、韓国が反発し、中止に。9月に共同調査の実施で合意。
5月	日本、昭和29年以降の韓国による竹島の占拠は「不法占拠」であるとする答弁書を閣議決定
平成20（2008）年 9月25日	文部科学省は、「中学校学習指導要領解説・社会編」に、「我が国と韓国の間に竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。」と明記
9月11日	韓国の韓昇洙首相（当時）、竹島に上陸
平成24（2012）年 4月 6日	韓国、竹島を日本固有の領土と記述した日本の「外交青書」に抗議
8月10日	韓国の李明博大統領（当時）、竹島に上陸
8月21日	日本、国際司法裁判所に共同付託する提案書（総理大臣親書）を韓国に送付（3回目の提案）
8月23日	韓国、8月 21 に送付した提案書の受け取り拒否、返送
平成29（2017）年 6月	「中学校学習指導要領解説・社会編」に「固有の領土である竹島や北方領土（中略）に関し未解決の問題が残されていること、（中略）不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること」と明記

学習に役立つwebサイト



- ☆ 内閣官房【竹島資料ポータルサイト】
<http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/index.html>
- ☆ 外務省【外交政策＞その他の分野＞日本の領土をめぐる情勢＞竹島】
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>
- ☆ 海上保安庁【海上保安レポート
（竹島周辺海域における日韓両国による海洋調査）】
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2007/topics/p002.html>
- ☆ 島根県【web 竹島問題研究所 かえれ島と海】
<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/>
- ☆ 隠岐の島町【町勢要覧】
<http://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/contents/1432078747344/files/tyosel.pdf>

発行日：平成 25 年 2 月 15 日（初版発行）
平成 29 年 12 月 1 日（改訂版発行）

発行：武蔵村山市教育委員会
〒208 - 8501 武蔵村山市本町 1 - 1 - 1

電話 042 - 565 - 1111（内線 440）

※ 写真：1 産経新聞社 2・3・5・6 島根県 web サイト
4 隠岐の島町 web サイト 7 外務省 web サイト